

南部中学校のきまり

令和2年度南部中学校

南部中学校のきまりは、中学生として正しい判断や行動ができる生徒として成長することを期待して作られています。必要最小限のものだけを決まりとし、できるだけ生徒自身で判断し、行動できるものにしていこうというものです。『なぜこの決まりが必要か』『決まりでなくてもなぜそうしたほうがよいのか』などを考え、行動できる生徒になってほしいと考えています。また、本校では、「中学生らしさ」を清潔・清楚であり、節度ある行動ができることととらえています。これを基本に生活のきまりについて解釈し、守ってほしいと思います。

1 みなり

中学生らしい身なりに心がける。

①制服・・・制服は指定された制服を着用する。

- ・男子の制服は日本被服工業会の認定マーク付きの制服を着用する。夏服の上着は白のワイシャツを着用する。（開襟シャツは禁止）
- ・女子の制服は南部中学校指定の制服を着用する。
- ・登下校は制服を着用する。また、原則として午前中は制服で過ごす。
- ・1学期間は、制服にいるときには学校から支給された名札を着用する。
- ・制服の中に着るものは、ワイシャツかジャージ、もしくは華美ではないものとする。儀式的行事の場合は、男子はワイシャツを着用する。

②ジャージ

- ・体育着（ジャージ）は夏冬ともに学校指定のものを着用する。それぞれに記名を必ずしておく。
- ・日常生活は、午前中に理科の実験・体育・美術・技術家庭科がある場合には朝、ジャージに着替えておく。そうでない場合は、給食前か昼休みにジャージに着替える。（制服にいる時間を大切にしたい）ただし、テストの日は、テスト終了後にジャージに着替える。
- ・ジャージの中に着るものは、華美でないものか、部活動で許可されたもの（部顧問が許可したもののみ）とする。

③その他の身なり

- ・靴下は、白・紺・黒を基調としたものとする。（儀式的行事（～式と名がつくものすべて）の場合は白とする。）
- ・学校に必要でないものは持って来ない。（着用しない）

④寒いとき

- ・登下校時や屋外では、オーバーコート・セーター・カーディガン等を着ても良い。色は白、グレー、黒、紺、茶とする。学校内では着用しない。（特別の場合は担任の許可を得る）
- ・ストッキングの着用も可。色は、黒または肌色とする。手袋、襟巻きについては、とくに規定をしない。

⑤頭髪

- ・頭髪は、変色・変形などの加工を施さず、学校生活の妨げとならないようにする。

⑥衣替え

- ・6月1日・10月1日を基準日とし、前後1週間は移行期間とする。
ジャージについてもこれに準じるが、気温の低い日、体調の悪い生徒などは担任の許可を得、長袖ジャー

ジの着用を認める。

2かばん

- ・登下校中に両手が空くもの（背負うもの）で華美でないものとする。補助カバンについては特に指定しない。また、下校中の交通安全対策として学校指定の反射板をカバンにつける。

3くつ

- ・上履きは学校指定のものを履く。下履きは運動に適するもので、華美ではないものを履く。雨天・降雪時には、長靴を履いてもよい。

4登下校

- ・万沢・富河・井出・十島の生徒はバス通学とする。（乗車しないときのことも含め、詳細はバス規定による）
- ・自転車通学は睦合、栄地区の生徒に限り許可制とし、必ずヘルメットを着用する。

5諸届・携帯電話

- ・欠席する場合は、保護者が電話か文書で学校に連絡する。
- ・遅刻や早退の場合は、担任に理由を告げる。
- ・アルバイトは原則として禁止する（新聞、牛乳配達は学校に届け出て、許可を得る）。
- ・携帯電話は原則として学校には持ってこない。（休日の部活動も含めて）ただし、健康面、安全面において保護者が要望する場合には協議の上、許可をする。申請は緊急の場合を除き、各学期はじめの1週間とする。

6始業・終業時間

- ・始業・終業時間は、8：20～帰りの会終了までとする。（遅刻・早退の基準になる。）

7部活動

- ・原則として、部活動は全員入部制とする。ただし、生涯学習関係団体等に所属する場合には、その状況を検討した上で対応する。
また、部活動のきまりについては、「南部中学校 部活動に係る活動方針」による。

補足

- ・健康・安全等の理由により、このきまりに適合することができない場合は、事前に学校に申し出る。
- ・頭髪、身だしなみの細かい規定は、生徒会自主規定を参照。